

○非常勤消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規則

平成15年1月24日

組合規則第5号

改正 平成20年5月1日規則第9号

平成22年4月27日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第25号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例第3条の2第3項に規定する見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤消防団員等 非常勤の消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員をいう。
- (2) 自動車等 非常勤消防団員等の所有する自動車若しくは原動機付自転車又はこれらに準ずるものとして、次に掲げるものをいう。

ア 非常勤消防団員等と生計を一にするこれらの者の親族（非常勤消防団員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の所有する自動車又は原動機付自転車

イ 非常勤消防団員等又はアに規定する親族をその業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者とする法人の所有する自動車又は原動機付自転車

ウ 非常勤消防団員等、アに規定する親族又はイに規定する法人を買主とする売買契約において、売主が所有権を留保している自動車又は原動機付自転車

エ 非常勤消防団員等、アに規定する親族又はイに規定する法人の譲渡により担保の目的となっている自動車又は原動機付自転車

(見舞金の支給)

第3条 茨城県市町村総合事務組合の長（以下「組合長」という。）は、自動車等に次の各号に掲げる損害を受けた場合は、非常勤消防団員等に対し、見舞金を支給する。

- (1) 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときに、緊急に自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上又は駐車中に生じた損害
- (2) 前号に掲げるとき以外の場合で、やむを得ず自動車等を消防団又は水防団（以下「消防団等」という。）の活動に直接使用し、又は使用させた場合（非常勤消防団員等が当該消防団等の活動の場所へ集合又は移動することを主たる目的とする場合を除く。）において、当該活動中に生じた損害

(見舞金の適用除外)

第4条 組合長は、自動車等の運転者につき次に掲げる事由がある場合には、前条の規定にかか

ならず，見舞金を支給しない。

- (1) 自動車等の運転者が，故意により自動車等に損害を与えたこと。
- (2) 自動車等の運転者が，自動車等の運転により人（自動車等の運転者及び同乗者を除く。）を死傷させたこと。
- (3) 自動車等の運転者が法令の規定による運転の免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）自動車等を運転していたこと。
- (4) 自動車等の運転者が，麻薬，大麻，あへん，覚醒剤，シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転していたこと。
- (5) 自動車等の運転者が，法令に規定する酒気帯び運転をしていたこと。
- (6) 前各号に掲げる事由のほか，自動車等の運転者が，当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起されたこと（当該提起された公訴について，無罪の判決又は公訴棄却の判決若しくは決定が確定した場合を除く。）。

2 前項に規定する場合のほか，組合長は，自動車等に損害を受けた場所が，消防団等の活動に必要な合理的な経路又は場所以外の場所である場合には，前条の規定にかかわらず，見舞金を支給しない。

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は，自動車等を損害を受ける直前の状態に復旧するために必要な次表に掲げる修理費の額（30,000円以上の額とし，損害を受けた自動車等に替えて新たに自動車等を購入する場合にあっては，これに必要な費用の額と修理費の額とのいずれか少ない額とする。）に応じて，同表に掲げる見舞金の額とする。

修理費の額	見舞金の額
100,000円以上	100,000円
95,000円以上100,000円未満	95,000円
90,000円以上95,000円未満	90,000円
85,000円以上90,000円未満	85,000円
80,000円以上85,000円未満	80,000円
75,000円以上80,000円未満	75,000円
70,000円以上75,000円未満	70,000円
65,000円以上70,000円未満	65,000円
60,000円以上65,000円未満	60,000円
55,000円以上60,000円未満	55,000円
50,000円以上55,000円未満	50,000円
45,000円以上50,000円未満	45,000円

40,000円以上45,000円未満	40,000円
35,000円以上40,000円未満	35,000円
30,000円以上35,000円未満	30,000円

(未支給の見舞金)

第6条 組合長は、第3条の規定による見舞金を受けることができる非常勤消防団員等が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき見舞金でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給の見舞金」という。）があるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給する。

2 前項の規定により未支給の見舞金を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 未支給の見舞金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は全員に対してしたものとみなす。

(調査)

第7条 組合長は、見舞金の支給の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、自動車等の損害の発生状況等を実地に調査することができるものとする。

(申請手続)

第8条 第3条に規定する見舞金を受けようとする者又は第6条第1項に規定する未支給の見舞金を受けようとする者は、見舞金様式第1号による非常勤消防団員等に係る自動車等損害見舞金申請書を所属の市町村長を経由して組合長に提出するものとする。

(支給の決定、通知及び保留)

第9条 組合長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに見舞金を支給するかどうか決定し、所属の市町村長に対して見舞金様式第2号による非常勤消防団員等に係る自動車等損害見舞金支給決定通知書を送付するものとする。

2 組合長は、見舞金の申請があった場合において、当該申請に係る自動車等の運転者が当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起されるおそれがある場合には、当該運転者について公訴を提起しない処分があるまで、見舞金の支給の決定を保留することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日以後に支給事由が発生したものについて適用する。

附 則（平成20年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

見舞金様式第1号(第8条関係)

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員		非常勤消防団員等に係る自動車等損害見舞金申請書	
茨城県市町村総合事務組合長 殿		年 月 日 市 町 村 長 印	
下記のとおり見舞金を申請します。		申請者の住所 _____ ふりがな _____ 氏 名 _____ 印 (非常勤消防団員等との続柄：) ・所属団名： ・階 級： ・非常勤消防団員等の氏名： (未支給の見舞金を申請する場合のみ記入してください。)	
申請額	_____円		
事故状況	<input type="checkbox"/> 災害が発生したとき又はそのおそれがあるときの往復途上・駐車中 <input type="checkbox"/> 消防(水防)団活動に直接使用したとき (活動内容：) ・事故発生日時： 年 月 日 (□午前 □午後 時 分頃) ・事故発生場所： ・運転者氏名： (申請者との関係：) ・自動車等の所有者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 生計を同じくする親族 <input type="checkbox"/> 本人又は左記の親族が役員をしている法人 <input type="checkbox"/> その他(具体的に：)		
	(事故の具体的状況)		
消水の防証明関の	上記の事項は事実と相違がないこと及び第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを証明します。 年 月 日 所在地 消防機関の名称 責任者氏名 印		
※ 受 理	年 月 日	※ 送 金	年 月 日

[注意事項]

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 この申請書に添付する書類
 - (1) 自動車等の修理費の額を証明する領収書及び修理等の内容がわかる請求書、見積書等
 - (2) 自動車等の修理を要する部分(破損箇所)が確認できる写真
 - (3) 未支給の見舞金を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 死亡した非常勤消防団員等の死亡を証する書類(死亡診断書、死体検案書等)
 - イ 申請者と死亡した非常勤消防団員等との続柄に関する市町村長の発行する書類
 - ウ 申請者が死亡した非常勤消防団員等の死亡当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

見舞金様式第2号(第9条関係)

消防団員
 水防団員

非常勤消防団員等に係る自動車等損害見舞金支給決定通知書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長



_____様

非常勤消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給決定について

年 月 日付で申請のあった自動車等損害見舞金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 消防団員又は水防団員氏名 _____

2 支給額 _____ 円

3 支払日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 その他